

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年9月10日付けの平成31年度固定資産税（償却資産）賦課決定通知書により、減額した部分に係る審査請求については却下し、その余の部分に係る審査請求については棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、令和元年6月3日付けで行った、償却資産（内訳は別紙1物件目録記載のとおり。（以下併せて「本件各償却資産」という。）に係る平成31年度（令和元年度）分の固定資産税賦課処分（内訳は別紙2処分目録1記載のとおり。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

本件家屋の屋上キュービクル更新工事（別紙1物件目録2・(2)）については、本件家屋に付帯された設備（家屋に附合された設備）であり、同設備は、本件家屋の電気の供給源として機能しており、本件家屋と一体の設備であるから、本件処分の対象とすべきではな

い。

このことは、民法242条に「家屋に付設された付帯設備が、毀損しなければ分離しえない程度に、又は分離のために過分の費用を要する程度に家屋と付合してその家屋と不可分一体をなし、取引上独立性を失うに至るようになった場合には、たとえそれが権原に基づくものであっても、その部分の所有権は家屋の所有者に帰属する」とされ、また、固定資産評価基準第2章第1節第7において、「家屋の所有者が所有する電気設備・・・等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする」とされていることから明らかである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、処分庁が、令和元年9月10日付けの平成31年度固定資産税（償却資産）賦課決定通知書により、減額した部分に係る審査請求については却下し、その余の部分に係る審査請求については棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年2月27日	諮問
令和2年6月25日	審議（第44回第3部会）
令和2年7月30日	審議（第45回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件減額処分により減額された部分に係る審査請求について

処分庁は、令和元年9月10日付けで、本件処分を変更する旨の本件減額処分を行っていることが認められる。

そうすると、請求人は、その減額された限度において、本件処分の取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件減額処分により減額された部分の取消しを求める審査請求は、その限度において、審査請求の利益が消滅したものとして却下を免れない。

## 2 本件減額処分を除く部分に係る審査請求について

### (1) 法令等の定め

#### ア 固定資産税の課税客体

法341条1号によれば、固定資産とは土地、家屋及び償却資産であるとされ、同条4号によれば、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうとされている。

#### イ 固定資産税の納税義務者

法343条1項によれば、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとされ、同条3項によれば、同条1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとされている。

#### ウ 固定資産税の課税標準及び税率

法349条の2によれば、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。また、法350条1項によれば、固定資産税の税率は、100分の1.4とさ

れている。

エ 固定資産税の賦課期日

法 3 5 9 条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とされている。

オ 償却資産の申告と登録

法 3 8 3 条によれば、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 3 1 日までに都知事に申告しなければならないとされている。

また、法 3 8 1 条 5 項によれば、都知事は、総務省令で定めるところにより、償却資産課税台帳に償却資産の所有者の住所、氏名又は名称、並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならないとされている。

カ 固定資産の価格等の決定及び登録

法 4 1 0 条 1 項によれば、都知事は、固定資産の価格等を毎年 3 月 3 1 日までに決定しなければならないとされている。そして、法 4 1 1 条 1 項によれば、法 4 1 0 条 1 項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならないとされている。

キ 固定資産の価格等の修正

法 4 1 7 条 1 項によれば、都知事は、法 4 1 1 条 2 項の規定によって公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと等を発見した場合においては、直ちに決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録し、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている。

## ク 償却資産と家屋の区分

法 388 条 1 項の規定に基づく「固定資産評価基準」（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示第 158 号）第 2 章第 1 節 7 によれば、「家屋の所有者が所有する電気設備…等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。」とされている。

そして、その具体的な取扱いについて定めた「家屋の建築設備の評価上の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 28 日自治評第 5 号）2・(3)によれば、「屋外に設置された電気の配線…は家屋と構造上一体となっているものではないので（家屋に）含めないものであること。」としている。

これらの規定を踏まえて、東京都においては、「東京都固定資産（償却資産）評価事務取扱要領」（平成 31 年 3 月 26 日付 30 主資評第 562 号）の「別表 9 償却資産と家屋の区分表（東京都（23 区）の取扱い）」において、キュービクルを含む受変電設備を償却資産と定めている。

- (2) これを本件についてみると、平成 31 年度（令和元年度）の固定資産税の賦課期日（同年 1 月 1 日）現在、請求人は、本件各償却資産の所有者であることが認められる。

そして、処分庁は、法の規定及び本件申告等に基づき本件処分を行ったところ、その後、請求人から提出された資料等に基づき、本件申告の内容を再検討し、本件給湯設備については、本件家屋と一体の設備であると判断したこと、そのため、都知事は、法 417 条 1 項の規定に基づき、本件各償却資産に係る価格を変更したこと、その上で、処分庁は、変更後の本件各償却資産に係る固定資産課税台帳の登録価格等に基づき、本件処分を変更する旨の本件減額処分を行っていることがそれぞれ認められる。

また、本件家屋の屋上キュービクル更新工事（別紙 1 物件目録

2・(2)は、引き込んだ高圧の電力の電圧を家屋用等の低い電圧に変圧する受変電設備であり、独立した機械及び装置であることから、本件家屋と構造上一体となっているものではなく、償却資産であると認められる(2・(1)・ク)。

そうすると、本件処分のうち、本件減額処分により減額された部分を除くその余の部分は、上記(1)の法令等に則ってなされたものであって、税額の算定等に違算も認められないから、何ら、違法又は不当な点はない。

- 3 請求人は、上記(第3)のことから、本件処分の違法、不当性を主張するが、本件処分のうち、本件減額処分により減額された部分を除くその余の部分に違法、不当な点がないことは上記2・(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

ところで、請求人は、担当職員から、屋上キュービクル更新工事が本件家屋と構造上、一体をなすことについて同意を得ているとも主張するが、当該発言があったことを根拠づける証拠は示されておらず、関係資料からも当該発言を認めることはできないのであって、また、仮に、そのような発言があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないことは明らかである。

よって、請求人の主張は、いずれも理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 及び別紙 2 (略)